

京都市教育委員会訓令甲第1号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会職員証発行規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会職員証発行規程の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「臨時的任用職員を除く常勤の職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する者（同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び臨時的に任用された者を除く。）」に、「次に掲げる者」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員にあつては、必要に応じて職員証（第1号様式又は第2号様式）を発行することがある。

第8条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第3号中「又は」を「, 又は」に改める。

本則に次の1条を加える。

(補則)

第9条 この訓令の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)